

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第7回都・市町検討会

1. 日時・場所

平成30年9月18日（火）13:15～14:45

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

- (1) パブリックコメントについて
- (2) 概成道路における拡幅整備の有効性の検証
- (3) 交差部の交差方式等の検証
- (4) 計画重複等に関する検証
- (5) 地域的な道路に関する検証
- (6) その他

4. 配布資料

議事次第

パブリックコメントについて

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」策定に向けた考え方

(第7回検討会資料)

5. 議事録（質疑）

三鷹市

- ・概成道路における拡幅整備の有効性の検証に関して、歩道幅員の考え方が示されているが、サービス水準やピーク時間歩行者交通量との関係についてはどのように考えているのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・今回示した歩行者交通量が多い場合の目安について、フルーインや大規模開発地区関連交通計画マニュアルを用いて試算すると、いずれもサービス水準はAとなる。しかし、実際の道路の歩道には、双方向に歩く人の他、車いすや押し歩きの自転車、ベビーカー等も通るため、様々な使われ方を考慮する必要があると考える。また、今回示した数値は、概成道路における拡幅整備の有効性の検証を行うにあたり、現道の今ある幅員の評価を行う

際のみを使う考え方である。

小金井市

- ・概成道路における拡幅整備の有効性の検証において、地域の実情の各視点は、1つでも該当しているかどうかで既定計画の変更あるいは存続かを判断するのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・概成道路における拡幅整備の有効性の検証では、道路構造条例等による現道幅員の評価により要検討扱いとなった路線について、地域の実情の各視点を1つずつ評価した上で既定計画の変更あるいは存続かを判断する。

町田市

- ・計画の重複に関する考え方を3つに分類するとのことであるが、それぞれの重複箇所をなぜその分類にしたのかについては、今後整理していくのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・計画の重複に関する分類理由等については、今後整理していく。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第7回都・市町検討会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
都市整備局	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 街路計画課長 街路計画調整担当課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第7回都・市町検討会 市町 出席者名簿

所 属		備 考
八王子市	都市計画部 交通企画課長	(代理)
立川市	まちづくり部 都市計画課長	
武蔵野市	都市整備部参事 (まちづくり調整担当)	
三鷹市	広域まちづくり等担当部長・まちづくり推進課長事務取扱	
青梅市	都市整備部 土木課長	(欠席)
府中市	都市整備部 計画課長	(代理)
昭島市	都市計画部 都市計画課長	(代理)
調布市	都市整備部 街づくり事業課長	(代理)
町田市	道路部 道路政策課長	(代理)
小金井市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
小平市	都市開発部 都市計画道路担当課長	
日野市	まちづくり部 都市計画課長	(代理)
東村山市	まちづくり部 都市計画課長	
国分寺市	まちづくり部 まちづくり計画課長	(代理)
国立市	都市整備部 都市計画課長	
福生市	都市建設部 まちづくり計画課長	
狛江市	都市建設部 まちづくり推進課長	
東大和市	都市建設部 都市計画課長	(代理)
清瀬市	都市整備部 まちづくり課長	(代理)
東久留米市	都市建設部 道路計画課長	(代理)
武蔵村山市	都市整備部 都市計画課長	
多摩市	都市整備部 都市計画課長	
稲城市	都市建設部 都市計画課長	(代理)
羽村市	都市建設部 都市計画課長	(欠席)
あきる野市	都市整備部 建設課長	
西東京市	都市整備部 都市計画課長	
瑞穂町	都市整備部 都市計画課長	(代理)
日の出町	まちづくり課長	(欠席)